

会津美里町ごみステーション設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の適正排出による散乱の防止及び環境の美化を推進することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るためごみステーションを設置した地区に対して、補助金を交付することに関し、会津美里町補助金等の交付等に関する規則（平成17年会津美里町規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付要件)

第2条 補助金を受けることのできる地区は、次に掲げる地区とする。

- (1) 町長が指定した地区で、廃棄物を適正に排出し、積極的に環境の美化を推進し、公衆衛生の向上を図る地区であること。
- (2) ごみステーションを設置できる敷地を有すること。
- (3) ごみステーションを設置する場所等及び維持管理に特に注意できること（輪番交替制等により清掃等を実施しごみステーションの維持管理に努めること。）。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、既存のごみステーションを増設又は建て替えにより新たに設置する事業とする。

(補助金の額)

第4条 補助金は、地区がごみステーションを設置する場合に、当該事業に要する経費について交付するものとし、その額は事業に要した経費の4分の3以内で、一事業につき10万円を限度とした額とする。

- 2 前項による補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額をもって補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする地区は、ごみステーション設置費補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(支払の方法)

第6条 補助金の交付は、申請者が指定する金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、第5条の規定により申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、ごみステーション設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金等の交付の条件)

第8条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 補助金額に変更がない場合
- (2) 補助事業の目的の達成に支障がない場合
- (3) 補助対象経費の100分の20以内の変更とする場合
- (4) 補助対象経費の各科目の相互間で、低い方の科目の100分の50以内の変更とする場合

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、ごみステーション設置事業実績報告書（様式第

3号)に必要な書類を添えて報告するものとする。

(補助金の交付請求)

第10条 第7条の規定による交付の決定通知を受けた申請者が補助金の交付を請求しようとするときは、ごみステーション設置費補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の会津高田町ゴミ簡易保管庫設置費補助金交付要綱(平成11年会津高田町告示第52号)、会津本郷町ごみステーション美化事業補助金の交付等に関する要綱(平成7年会津本郷町告示第38号)又は新鶴村ごみステーション設置費補助金交付要綱(平成13年新鶴村要綱第2号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。